

広島高裁「伊方原発の運転停止」を命令 山口地裁・岩国支部の仮処分決定を取り消す

1月17日、広島高等裁判所第4部（森一岳裁判長、鈴木雄輔裁判官、沖本尚紀裁判官）は、山口地裁岩国支部の伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立への却下決定に対する住民側からの即時抗告で、却下決定を取消し住民の申立を認める決定を行いました。伊方3号機は現在、定期点検のため運転停止中ですが、この決定により定期点検完了後も運転再開は不可能になりました。なお、この裁判の抗告人は、瀬戸内海の島しょ部の山口県民です（本決定の評価や影響は、8面参照を）。

決定を喜ぶ支援者（広島高裁前）



「伊方原発をとめる会」と「伊方原発をとめる弁護団」は、当日の夕刻に愛媛県庁内で記者会見を行いました。中川創太弁護団事務局長が「声明」を読み上げ、薦田伸夫弁護団長らが記者団の質問に答えました。また「とめる会」共同代表

の須藤昭男さんは、広島高裁の決定を歓迎し、松山地裁での勝利を目指す決意を語りました。会見には、松浦秀人事務局次長、事務局の奥田恭子、安藤哲次、和田宰が参加しました。

四電は異議申立ての構え崩さず

四国電力は、決定直後は直ちに不服の申し立てを行うと表明していましたが、制御棒引き抜きなどの重大トラブルの頻発で県民の不安感が増大。1月27日には「異議申し立ての当面見送り」を表明せざるを得なくなっています。

1月29日、「とめる会」は、須藤昭男共同代表など6名が四電原子力本部を訪れ、「広島高裁決定に従い、運転停止のまま廃炉に」と申し入れました。この模様は、当日夕刻のテレビニュースでも流されました。



広島高裁「伊方原発の運転停止」を命令	1
重大トラブルつづく伊方原発	2
目 公開質問への知事回答	3
第20回口頭弁論報告	4
次 フィールド学習（橋原町）報告	5
インタビューその10（立川百恵さん）	6
高裁決定への評価、これからの予定	8

伊方原発運転差止訴訟 第21回口頭弁論

2月27日（木）14時30分開廷
松山地方裁判所31号法廷

傍聴希望の方は13時30分に松山地裁ロビーにお越しください。

* 記者会見・報告集会

15時45分～ 松山市民会館小ホール

福島をくり返さない！ 伊方原発いらない3・7愛媛集会

3月7日（土）13時30分スタート
愛媛県生活文化センター
（松山市北持田町139-2 Tel.089-933-1369）

講演：木村真三さん

原発事故は何をもたらしたのか？

～ここ愛媛で考える～

* 集会後に市内中心部をデモ行進

深刻なトラブル続きの伊方原発 四国電力は原子力事業者としての資格がない

全電源喪失？！

1月17日、阪神淡路大震災から25年目の朝、「一時電源喪失」、愛媛新聞の1面トップ記事に驚き肝を冷やした。通常の定期点検で重大事故につながるミスを起こしているようでは、これから予想されている大規模地震や津波被害で、福島原発事故を想像してしまう。トラブルが発生してから県のHP掲載までに7時間、記者会見は深夜、住民は翌朝の新聞で初めて知るようでは、四電と愛媛県の安全に対する意識に信頼がもてない。

伊方3号機は、県がすぐに公表が必要と判断する重大なトラブルが続いている。いずれも原因は不明のまま。最近のものを列挙してみる。

- 2019年8月16日、冷却水を原子炉に供給するポンプを点検中に、弁のすき間に鎖が巻き込まれて弁の操作ができなくなった。
- 9月5日、冷却水を原子炉に供給するポンプから発煙。
- 2020年1月12日、誤って制御棒1本が引き上げられ、そのまま7時間放置された。
- 1月20日、使用済み核燃料プール内で、燃料の落下を示す信号が発信された。
- 1月25日、全電源が停止し、1号機と2号機は2、3秒間、3号機は約10秒間電源を喪失。3号機の燃料プールの冷却が43分間停止した。

もし3号機が稼働中で非常用のディーゼル発電機が稼働しなければ、福島のような過酷事故が起きていたかもしれない。さすがに今回は、四電は定期点検の中止を発表したが、アクシデントが起きれば、まず原因究明、対策を立てる、原因と対策の報告がないまま、その間も工事や定期検査を続けていることが信じられない。広島高裁決定の異議審への申し立てをできるだけ早くとの社長発表も許しがたい。

乾式貯蔵施設、特定重大事故等対処施設にかかる工事を急ピッチで進めながら、1号炉、2号炉の廃炉作業、3号機の定検を同時進行で行っている。四



トラブルが続く伊方原発

電はキャパを超えて無理をしているのではないか。さらには、3・11以後、5年間の停止期間、1機だけの運転となって、担当者の世代交代や人材育成、作業員の技術継承はうまくいったのかと心配だ。

良い機会である。県も四電も一刻も早く原子力発電事業から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を進め、未来世代への責任を果たすべきときだ。「安全対策工事」に膨大な費用をかけているのは、コスト的にも原発は見合わないことは明らかだ。原発は温暖化防止に寄与する、CO2を排出しないと言うが（許し難いことに、四電は西条の石炭火力発電所を建て替え中）、使用済み核燃料などの核のゴミの始末、温排水の問題、嘘とごまかしだらけではないか。(O・K)

四国電力へ申し入れ

1月29日、伊方原発をとめる会では四国電力長井啓介社長宛に「相次ぐ重大トラブルを大事故の前兆ととらえ、伊方3号機の廃炉を求める」申し入れを行った。須藤昭男共同代表が「申し入れ書」を四電側に手渡し、同行したメンバーから「原発事故は県民の不安に直結している。原発に対する信頼が大きく揺らいでいる今、これを機に廃炉を検討してほしい」「是非とも自然エネルギーへと転換してほしい」と強く要望した。

<申し入れ事項>

- (1) 相次ぐ重大トラブルを大事故の前兆ととらえ、伊方3号機の廃炉を決断すること。
- (2) 伊方原発の全ての工事とめて、トラブルの原因究明を行い、説明責任を果たすこと。
- (3) 特定重大事故等対処施設などの建設を中止し、使用済み燃料プールの補強等に注力し、自然エネルギーを飛躍させ、災害に備えた電力会社に転換すること。

申し入れ書を手渡す
須藤昭男共同代表



公開質問への回答を受理 臨時情報(巨大地震警戒)に危機意識のない県知事



大橋原子力安全対策推進監への申し入れ(12月17日)場面と「愛媛新聞」記事(12月18日付)のスクリーンショット

1月29日に中村時広愛媛県知事から、私たちの12月17日付の「公開質問」への回答が書面で届きました。これは、南海トラフ地震について「臨時情報(巨大地震警戒)」が発せられた場合でも、原発を即座にとめないという方針の四国電力に対して、愛媛県として撤回を求めるよう要望したことへの回答です。

臨時情報(巨大地震警戒)は、実際に大規模地震が南海トラフの震源域で発生し、巨大地震になる可能性があるということです。原発事故の危険性を十分認識して危機感をもって対応すべき問題です。原発をすぐとめないで、原則として運転継続し自治体と協議する、という悠長な四国電力の方針に対して、ほんとうに愛媛県が責任ある対応をとれるのか、県民からの疑問や不安の高まる中での公開質問です。

さらには、12月26日からの伊方3号機の定期検査において、国内商用原子炉で初めて16体のMOX燃料が取り出されることから、使用済みMOX燃料は一般の使用済み核燃料に比べて、放射線量や発熱量が格段に大きく、その低減には数百年かけて一般の核燃料レベルに到達し、安全レベルにはそれから数十万年要する、行き先がない使用済み核燃料が伊方に長期にわたって留め置かれる危険性が濃厚であることについても質しました。

知事の回答は、総じて四国電力と原子力規制委員会の認識にどっぷりと浸かって、危機意識のないものに

なっています。

公開質問への回答を6つの項目順に見ていきます。

- ①南海トラフ地震「臨時情報」への対応について、知事と四電の話し合い等はなかったとしています。
- ②南海トラフ地震の伊方原発への影響については、中央構造線活断層帯による地震と連動しないとする想定に浸りきり、危機意識のまるでないものでした。
- ③臨時情報(巨大地震警戒)の際に、すぐ停止しない四国電力の姿勢について、対応が遅れる懸念は全く示されていません。
- ④災害で発電所がダウンした場合の究極の対策について、四国電力が本州との連携線をあげているとして安定供給の願望を語るだけで、特段の対策を求めています。
- ⑤使用済みMOX燃料の危険について特段ふれておらず、あくまで一時保管と計画的な搬出の要請・確認というばかりです。
- ⑥NAS蓄電池変電所が電力系統の需給調整の手段の一つとなり得るとの考えを述べましたが、四国電力との間で協議はされていません。知事が原発と向き合わざるを得ないとした3条件が解消されつつあるのに、原発からの脱却をめざす積極姿勢は見られません。

伊方原発運転差止訴訟 第20回口頭弁論報告

三次元地下探査なしの原発運転を認めるな

11月28日(木) 14時半から松山地方裁判所31号法廷で、第20回口頭弁論が行われました。薦田伸夫弁護士団長が、「準備書面(71)三次元物理探査の必要性」の要旨を陳述しました。薦田団長は、四電が「一次元及び二次元の調査結果を総合して、地下構造を三次元的に把握した」等と詭弁を弄していると指摘しました。そして、石油採掘事業等で広く採用されている三次元探査を行わないままで伊方原発の運転を認めてはならない、と強く訴えました。なお、「三次元地下探査」とは、医療分野で言えばCTスキャン、MRIのような立体的な構造把握のための手法です。



松山地裁への入廷行進

て説明し、次の第21回口頭弁論(2月27日)では、原告側は火山問題について陳述する予定で、被告側は原告主張に対する反論陳述を行う予定とのことです。次々回の第22回は、6月2日に行われるとの報告もありました。

次に、薦田団長から田中俊一・前原子力規制委員長の「日本の原発は嘘だらけで来た、嘘について原発を推進してきた」との述懐が紹介され、会場から思わず失笑が起きました。広島の前吉人弁護士、橋本貴司弁護士からの応援メッセージのあと、意見陳述をした二人の原告が感想を述べ、続いて質疑応答、意見交換が行われました。

その中で、伊方原発広島裁判原告団事務局長の哲野イサクさんが、持参された11枚の展示パネルの説明をされ、それらのパネルは、とめる会に贈呈していただきました。

事務局の和田宰さんから「今後、大きな宣伝活動をしていく」との抱負が語られ、須藤昭男原告代表の勝訴に向けての固い決意表明で会は終了となりました。

(右)と泉京子さん(報告集会で)



続いて、人形劇団を主宰する立田卓也さんが子育て世代、クリスチャンとしての立場から、また泉京さんが東電福島原発事故当時に東京からお孫さんを京都や松山に緊急避難させた体験を語って、それぞれ原告として原発の運転停止を求めました。

次回は火山問題をメインに

裁判終了後に、愛媛県美術館講堂で記者会見と報告集会が行われました。

中川創太弁護士団事務局長が今後の訴訟の流れについて

伊方原発いらん! 市駅前アクション

毎月第2水曜日、松山市駅前
で定例アクションをしています。
3月は11日(水)です。
12:00から1時間ほど、
街頭宣伝を行います。
ご参加をお待ちしています。



香川から応援に来られた尾崎さんたちの松山地裁前のアピール

第2回フィールド学習 楽しくて役立った梶原町見学 一再エネを活かす町一



わずか6mの落差を利用する小水力発電所

2019年11月6日、私たちは会員13名の参加で、高知県梶原町を訪ねました。

松山から久万高原町を車で人なき山奥へと入っていき、葎ヶ峠（にらがとうげ）を越えると突然明るい町並が現れました。その中央の通りには、電線は地下に埋められていて見当たりません。そこが梶原町でした。

人口3400人ほどの四国山脈の中の小さな町ですが、「人・仕組みづくりプロジェクト」として、低炭素のまちづくりが進められています。

町では、小水力発電や風力発電などの収入により、町民に太陽光発電設備設置や森林の維持管理、木質バイオマスなどの活用の普及を行なっています。

私たちは梶原商工会の方に、東京の新国立競技場の設計者・隈研吾氏による木材が美しい梶原町庁舎や梶原学園そばの小水力発電の説明をしていただきました。

昼食後は町内を散策し、木の図書館、ユスハラマルシェ（隈研吾設計）、屋根付き木橋などを見学しました。

そのあと地芳（じよし）トンネルを越え、四国山脈の尾根上にある姫鶴平（めづるだいら）の風力発電を見学しました。姫鶴平のカルスト台地では、まだ咲き終わらぬリンドウの花が青紫に輝き、夏の間放牧されていた牛たちが、それぞれの所有者にトラックで引き取られていくところでした。そして私たちは、夕暮れの山中の一昔馬喰（ばくろう）が歩いた一道をたどって帰途につきました。

風力発電（四国カルスト）



フィールド学習のご案内 一佐田岬半島の活断層岩場を見る

伊方原発運転差止訴訟において、四国電力は十分な検査もせず「周辺に危険な活断層はない」と主張してきましたが、断層は存在します。伊方周辺の活断層の露頭を見学してみようと、地質学者である小松正幸先生にご案内をお願いしました。（断層の見えやすい大潮の日を選んだため月曜日の開催となっています。）またとない機会です。たくさんの皆さまのご参加をお待ちしています。

- 日程：4月6日（月）
 - 9：00 松山市内の「とめる会」事務所前集合
 - 10：00 ローソン長浜晴美店前（松山に来られない方はこちらに集合）
 - 18：00 松山にて解散

- 講師：小松正幸さん（愛媛大学名誉教授、地質学）
- 見学先：長浜町須沢の岩場、伊方町（旧瀬戸町）神崎の番匠鼻の岩場、佐田岬先端のバンガロー南側岩場など
- 昼食は各自弁当持参（長浜のローソンにて購入可）
- 雨天中止
- 参加費：1500円（当日集金）

<お申し込み>

締め切り 3月31日正午まで

連絡先 Tel 080-3414-1414（向井）またはメール ikata-tomeru@nifty.com
お名前、ご住所、携帯電話の番号などをお知らせください。

* 松山からの参加者は車に分乗して行きます。車を出せる方は併せてお申し出ください。

仲間と共に生協運動にかけた半生

立川百恵さん(とめる会事務所にて)



立川 百恵 (たつかわ・ももえ)さん

(「コープえひめ」元理事長)に聴く

伊方原発運転差し止め裁判の第17回口頭弁論で原告の意見陳述をされた立川百恵さんは当会の共同代表で、前身の「えひめ生協」時代を含めて18年間も理事長として活躍されました。その立川さんに、伺いました。



青春時代は60年安保

問い：お生まれは、岐阜県とか？

立川：1938年7月に、生まれたのは現在の美濃加茂市ですが県庁職員の父の転勤で移動が多く、国民学校（現在の小学校）の入学は、戦争中の疎開先の愛知県でした。

問い：その愛知で少女期を過ごされたのですか？

立川：5歳の時に父が戦死し、親族の住む愛知（現在の愛西市）で母は子育てをし、私は高校までそこで過ごしました。

問い：その後東京に進学されたのですね。

立川：日本で二つしかない社会福祉学科を持つ日本女子大学に進学したのは、高校の女性教師の勧めがあったからです。母は県内の薬科大学を望んでいたようですが、特に反対もしませんでした。

問い：1957年進学とのことで、大学生活は60年安保の真っただ中だったのですね。

立川：学生寮で3年間過ごし、先輩や友人たちと自治会づくりに取り組みました。学長の理解も得て自治会がつくられ、生協づくりも目指したのですが在学中は成功しませんでした。そのうちに安保闘争の波が高まり、度々デモにも参加しました。

問い：ご夫君（涼さん）とは、その頃に知り合いになられたのですか？

注：立川涼（りょう）さんは、1930年生まれ。後に環境化学の分野で世界的権威の学者になるが、当時は東京大学農学部助手。

立川：3歳年上の兄の関係で知り合い、卒業を待つて結婚することになりました。1961年4月に卒業し、5月に結婚しました。

「二つの挫折」のこと

問い：結婚に際して、「挫折」があったとか？

立川：卒業後は大学に助手として残ることが内定

していたのですが、近々結婚することを知った教授によりダメになりました。私にとっては「第1の挫折」でした。

問い：それで、どうされたのですか？

立川：メディカルケースワーカーとして墨田区の賛育会病院に就職しました。患者さんが病気の治癒に専念できる環境づくりのため心理的社会的サポートをする職務で、アメリカなどでは社会的にも高い位置づけの専門職ですが、当時は聖路加病院と2か所にしか設けられていませんでした。

問い：でも、その年の末に退職のやむなきに至るのでしたねえ。

立川：生きがいを持って勤めていた私には、「第2の挫折」です。それは第1子の出産日が近づき、今と違って乳児を預ける目途が立たなかったのです。1961年12月に退職し、専業主婦になりました。

問い：1966年5月にご夫君が愛媛大学農学部に着任されるのですね。

立川：はい、その時には2人の娘がいて、松山に来てから初めての男児が生まれました。

問い：お子さんの食べ物の安全に関心を強めて行かれるのですね。

立川：千葉の団地に住んでいた頃には牛乳の愛飲運動に取り組んでいましたが、食品添加物や化学物質が急速に普及する中で、松山では食の安全を求めて生産者を訪ねて無農薬・低農薬のお願いをしたり、愛大官舎の人たちと共同仕入などに取り組みました。

生協にエネルギーを傾注

問い：そうした中で「えひめ生協（1974年設立）」の理事にもなられるのですね。

立川：設立の翌年には理事になりました。酪連という農協組織を基盤とする生協で、年配の方が中

心で肌合いの違いもあったのですが、自分なりに取り組み2年後には副理事長に、さらに理事長になりました。

問い：1981年、「えひめ生協」は、酪連から自立するのですね。

立川：酪連とは円満な話し合いで自立したのですが、理事長の私を含めて理事全員が女性という珍しい生協でした。そのうちに大川耕三さん（後年のコープえひめ理事長）などの大学生協の職員に、転籍してもらうことになりました。

問い：「えひめ生協」はその後急成長を遂げましたが、組合員数の増加状況は？

立川：自立の時には名目3200人（実質2500弱）の組合員数が、2年間で1万人を超えました。

問い：そして、現在の「コープえひめ」になるのですが、どんな要因があったのでしょうか？

立川：何と言っても時代の流れ、食の安全への社会全体の思いが強くなったこと、そして役職員的情熱、大学生協の組織づくりの優れた経験の活用などでしょうか。理事会もよく勉強しましたし、勉強したことを地域に広げました。買い取る量が少ないと、例えば「添加物を除いて欲しい」と依頼しても生産者に相手にされません。ある程度の規模になると消費者の声に耳を傾けてくれます。日々それを実感していました。

問い：その間理事長として喜びも大きくご苦労も多かったと思うのですが、ご自身が気を付けておられたのは、どういうことですか？

立川：「全員参加の運営」に心がけました。その中で仲間が増え、たくさんの女性が力をつけてくれました。苦労したことは、やはり組織運営の難しさ、職員の育成、取引業者との共生、行政との関係などでした。

問い：いま振り返られて、こうすれば良かったという反省点がありますか？

立川：協同組合の根幹にかかわりますが、生協の主体である組合員が主人公の力を失っていているように見えることです。組織の成長過程で、この問題をもっと深め、真剣に取り組むべきだったと思います。

原発事故の衝撃

問い：そうした時期に、チェルノブイリ原発の事故（1986年）だったのですね。

立川：ショックだったのは、あの事故で遠く離れたイタリアのスパゲッティの原料が汚染されたことです。それまで原発に無関心だった自分の愚かさを悔やみました。ただ、自分のエネルギーは生

協などの地域活動に振り向けていたので、反原発運動には応援部隊のつもりでした。申し訳ないのですが、今もそうした補助的な位置にいる私です。

問い：福島を事故を聞かれたとき、どんなことを思われましたか？

立川：一つは津波の映像のショック、次に心配だったのは原発そして避難施設での女性のことでした。劣悪な避難所生活の中、男性優位の運営で女性が疎外されていないかと心配でした。

問い：そういえば、男女共同参画社会づくりにも強く関わって来られたのですよねえ。



2004年に松山市で開催された「日本女性会議2004まつやま」の実行委員長として市内中心部で街頭宣伝

立川：実は生協運動の中でも全国会議の出席者などで女性の比率はととても低く、日本生協連の中でも女性の意見反映を願って活動をしていました。そんなことから総理府や労働省（当時）、松山市といった行政とのかかわりで、男女共同参画社会づくりにも私なりに傾注しました。なんとといっても「社会の在りよう」が問題だと思っています。

問い：最後に、読者のみなさんに伝えたいことを。

立川：福島を事故で「核と人間は共存できない」ことが明らかになりました。みなさんの絶え間ないご努力によって廃炉は目前です。本当に頑張っていると感じています。応援隊の立場で申し訳ないのですが、私は生活運動などで培ってきた「知り知らせる活動」を通じて脱原発を実現したいと思っています。

インタビューを終えて *****

前夜はまるで青年期の初デートのような思いで、当日を迎えました。というのも、遠くから眺めていても、親しくお話しする機会がなかったのです。楚々とした趣で、大地を踏みしめて歩んで来られた方でした。お人柄や半生を再現できればと念じましたが、仕上がりはご覧のとおりです。（HM）

広島高裁の決定 その甚大な威力に思う

事務局次長 松浦 秀人

高裁レベルの影響力

1月17日の広島高裁（森一岳裁判長）の決定は、原発訴訟での住民敗訴の積み重ねを一挙に跳ね返す威力を持った。全国の脱原発・反原発の運動を激励したばかりではない。最高裁を筆頭とする司法の主流派に同調せず「原発の安全性」に疑問を投げかけたのが高裁レベルであったことは、司法部内で波紋を広げ、今後の各地の訴訟に大きい影響力を持つに違いない。

前回の決定との違い

2017年12月にも広島高裁（野々上裁判長）は原発の運転停止を命じた。画期的な意義を持つ決定だったが、私はその決定に「中途半端感」を持った。一つは、火山を理由としたが、地震（活断層）の危険に触れていないこと（野々上裁判長の定年退官がらみで審理の長期化回避の弁護団の対応による）、もう一つは翌年の9月末日までと停止期限を設けたこと。「10月1日以降火山の危険はないのか」と突っ込みを入れたかった。

今般の決定は、地震（活断層の存在）の危険も火山の危険もともに住民の訴えを容れ、かつ期限は山口地裁岩国支部の運転差止訴訟判決の言い渡しまでとし、事実上の「全面勝訴」と評価できる。ただし、火山に関わる細部を見ると、先の決定は破局的噴火による火砕流到達の可能性を理由とする「立地不適」だったが、今般は「立地不適」とはせず、「破局的噴火に至らない程度の噴火」による影響について「四電の過小評価と規制委員会の判断の不合理」を理由とした。

規制委を厳しく批判

今般の決定は原子力規制委員会について「過誤ないし欠落があった」と厳しく批判した。この意義は絶大である。何故なら、多くの裁判官には「高度に科学的専門的知識の必要な原発訴訟では、専門家集団である規制委員会の判断に従う気分」が濃厚にあるからだ。だが、森裁判長は規制委に追随せず、「自分の頭で」考えてこの決定に至った。後続する他の裁判に与える影響は大だ。私は心の底から喜んでいる。

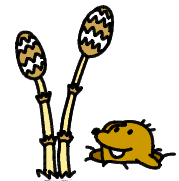
これから

- ❖ 講演会「伊方周辺の三次元地下探査について」
2月22日（土）13:30～16:00
子規記念博物館1階視聴覚室（松山市道後）
講師：芦田譲さん（京都大学名誉教授）
- ❖ 伊方原発運転差止訴訟 第21回口頭弁論
2月27日（木）14:30開廷
松山地方裁判所（傍聴希望の方は13:30集合）
*報告集会15:45～ 松山市民会館小ホール
- ❖ 福島をくり返さない！
伊方原発いらない3・7愛媛集会&デモ
3月7日（土）13:30～
愛媛県生活文化センター（松山市北持田町139-2）
講師：木村真三さん（放射線衛生学者）
- ❖ 伊方原発いらん!! 松山市駅前定例アクション
3月11日（水）12:00～
- ❖ 伊方原発動かすな! 現地集会
3月20日（金）
13:30 伊方レッドウイングパーク集合
14:30 集会（道の駅きらら館前歩道）
主催：伊方から原発をなくす会（090-8698-2114）
- ❖ フィールド学習 佐田岬半島の活断層岩場を見る
4月6日（月）9:00松山出発
講師：小松正幸さん（愛媛大学名誉教授、地質学）
- ❖ 伊方原発をとめる会 第10回定期総会
5月24日（日）13:30～
コムズ5F大会議室
講師：大島堅一さん（龍谷大学教授、環境経済学）

会費とカンパのお願い

郵便振替用紙を全員の方に同封させていただいています。厳しい財政状況がつづいています。2019年度の会費がまだの方は、よろしくお願いします。新年度（2020年）の会費の納入も合わせてお願いします。カンパもぜひご協力いただけるとありがたいです。

年会費1口	
個人	1000円
団体	3000円
学生	500円



【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる会
口座番号 01610-9-10848

編集後記

広島高裁の運転停止の決定や、伊方原発の相次ぐトラブルへの対応、裁判やイベントの準備に追われ、今号のニュース制作は、いつも以上に時間に追われて、バタバタと忙（せわ）しないことになりました。そんなときに、不覚にも飼い犬の散歩中、リードを指に絡ませて右手の中指に怪我をしてみました。現在、箸を使うときと、パソコンの操作に少々不自由をしています。紙面に影響が出ていなければよいのですが、わが家の迷犬に免じて、ご容赦願います。（O・K）